平成28年度事業計画書

本協会は、協会の目的である地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るため 市町村振興宝くじ収益金等を活用し、市町村に対する低利な貸付事業をはじめと する、定款第4条に規定する公益目的事業を次のとおり実施する。

1 貸付事業 【予算額 5,000,000千円】 (定款第4条第1項第1号)

(1) 長期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 魅力ある街づくりや地域づくり等で緊急に整備を要する公共施設整備事業

イ 貸付利率

貸付日直近の財政融資資金の貸付利率から0.5を減じた率とする。 ただし、その率が0.1%を下回ることとなるときは、0.1%とする。

ウ 貸付最低保障枠

市町村への貸付総額は、50億円とする。また、1市町村当たりの貸付最低保障枠を市にあっては2億円、町村にあっては1億円とする。

工 貸付日

平成28年度の地方債に係る貸付けは、平成29年3月24日(金)及び 平成29年5月24日(水)とする。ただし、平成27年度の貸付対象事業 のうち平成28年度に繰越した事業については、平成28年度中の毎月24 日(ただし、該当日が金融機関休業日にあたるときは翌営業日)とする。

オ 貸付の条件等

区分	償還期間	償還方法
25年	25年以内(据置期間3年以内)	半年賦元利均等償還
20年	20年以内(据置期間3年以内)	半年賦元利均等償還
15年	15年以内(据置期間3年以内)	半年賦元金均等償還
10年	10年以内(据置期間2年以内)	半年賦元金均等償還
5年	5年以内(据置期間1年以内)	半年賦元金均等償還

(2) 短期貸付事業

ア 貸付対象事業

- ① 被災時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業
- ② 他の市町村(県内外)に対して行う災害支援事業等

イ 貸付条件及び貸付額

- ① 貸付期間は、貸付同一年度内
- ② 償還方法は、元利とも一括償還
- ③ 貸付利率及び貸付額は、その都度決定する。

2 交付事業【予算額 663,135千円】(定款第4条第1項第2号)

オータムジャンボ宝くじに係る神奈川県からの交付金及び市町村振興宝くじ 交付金基金(サマージャンボ宝くじに係る交付金)の運用益の一部を活用し市町村へ交付する。

3 助成事業【予算額 151,958千円】(定款第4条第1項第3号)

(1) 市町村広域行政助成事業【予算額 110,000千円】

複数の市町村が連携して行う特定の広域的政策課題に基づき、広域的 に連携して行う地域活性化のための取組みに対して次のとおり助成する。

項目	助成額等
1 市町村当たりの 助成限度額 (単年度ごと)	500万円
	スタートアップ支援 事業実施年度から5年間 助成対象事業費の範囲内で助成する。 継続支援 スタートアップ支援後となる6年目から10
助成期間	年目の間 助成対象事業費の2分の1の範囲内で助成 する。
	(ただし、天災等やむを得ない事情により事業の実施ができなかったものと理事長が認めたものについては、1年の延長が可能)

(2) 市町村法制事務支援事業【予算額 7,000千円】

市町村が法制事務に関する業務について外部機関に委託等を行う場合に次のとおり支援する。

助成内容	助成額等
① 条例等の制定に関する法 制事務支援	
市町村が、条例、規則等の 制定に関する法制事務を外 部機関に委託を行った場合	3年度間を限度に、単年度ごとに 委託経費の3分の2以内で上限100 万円を助成 (2以上の条例等について同時に 委託する場合にあっても100万円を 限度とする。)
② 法制事務支援サービスの 利用に係る法制事務支援	
外部機関が設置している データベースシステム等を 利用したインターネットサ イト上での法令情報の提供、 法制執務相談及び法令の改 廃に伴う条例等の整備等に 関する支援サービスを利用 する場合	5年度間を限度に、外部機関とのデータベースシステム利用料等の支援サービス委託契約等経費の3分の2以内で100万円を限度とする。ただし、インターネット利用料、通信料及び支援サービスの提供を受ける際に必要となる機器等の整備等の経費は除く。

(3) 宝くじ広報掲載料交付事業【予算額 8.057千円】

市町村が発行する広報紙に、一定の期間内に、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの販売促進のための広報を掲載した場合に、1掲載につき8万円を助成する。ただし、各宝くじとも2掲載までを助成対象とする。

(4) 消防広域応援助成事業【予算額 3,000千円】

神奈川県内で発生した災害等に際して広域的な救助活動等について助成する。

(5) 市町村関係団体への助成事業【予算額 23,901千円】

ア 市町村関係団体共同推進活動費交付金【予算額 13,557千円】

神奈川県市長会及び神奈川県町村会が実施する神奈川県内の市町村の振興のための情報発信等の事業に対して助成する。

イ 市町村関係団体交付金【予算額 10,344千円】 市町村関係団体が市町村の振興と発展に資するために実施する研修 及び調査研究事業について助成する。

4 市町村職員研修事業【予算額 86,916千円】(定款第4条第1項4号)

市町村職員等の資質の向上と能力の開発を図るために必要な研修を次のとおり実施する。

(1) 研修講座【予算額 60,572千円】

基本研修や専門実務研修など合計52講座を実施する。その中で、新たに単年度限りで試行的に実施する「新規特別研修」枠を設け、「ファシリテーション」など3講座を実施する。

- (2) 調査研究【予算額 2,053千円】
 - ア 政策形成実践調査研究【予算額 1.053千円】
 - イ 自主研究共同事業【予算額 1,000千円】
- (3) 研修助成事業【予算額 13,800千円】
 - ア 地域別研修の実施経費の助成【予算額 5,300千円】

複数の市町村が共同で研修事業を実施する場合の経費について、1 助成対象団体に対して総額50万円を限度に助成する。また、新たに、 研修センターが指定する研修メニューを実施する場合に、別枠(上限 30万円)で助成する。

- イ 市町村中央研修所等の受講経費の助成【予算額 7,500千円】 市町村の職員が市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、 国土交通省国土交通大学校及び全国建設研修センターの研修を受講す る場合、受講経費の10分の8を助成する。ただし、一市町村等の助成限 度額は、60万円とする。
- ウ 国内先進地域調査研究の助成【予算額 1,000千円】

複数の市町村の職員で構成するグループが、国内の先進地域の調査研究を行う場合に、1人当たりの交通費及び宿泊費について、10分の8以内で7万円を限度に助成する。(同一グループに対する助成は、年度内に1回とする。)

(4) 研修施設の管理【予算額 10,491千円】

市町村職員等が受講しやすい研修環境等の維持を引き続き行うととも に、市町村が実施する職員研修事業における研修室の無償貸与を実施す る。

5 情報提供事業【予算額 431千円】 (定款第4条第1項第5号)

ホームページを活用して振興協会が実施する事業等の市町村に対して有益な 情報をタイムリーに提供する。

6 施設管理運営事業【予算額 50,494千円】(定款第4条第1項第6号)

神奈川県内の市町村の共同利用施設である神奈川自治会館を管理し、市町村 関係団体には、事務の執行の場としての事務室の賃貸。市町村に対しては、会 議室等の一時貸出等を行う。

平成28年度研修事業体系

